

コメント

イタリアにおける「移民」の経験

北村 暁夫

イタリアは統一国家が誕生した1860年代から1970年代まで移民の送り出し国であり、その後、1980年代から移民受け入れ国に転換した経験を持つ。移民の送り出しと受け入れという対照的な状況のなかで、イタリア政府が「移民」に対して打ち出した政策を概観することは、他の欧米諸国の移民政策との比較の視点において一定の重要性を持つであろう。

1. 移民送り出し国としてのイタリア

イタリアの公式移民統計によると、1876年から1925年の50年間にイタリアから外国への移民はのべにして1,660万人を数える。¹⁾ 行先はアメリカ合衆国が全体の30%を占め、フランス16%、アルゼンチン13%と続く。その他に、スイス、オーストリア＝ハンガリー、ドイツ、ブラジルといった国々にも多数の移民が向かっている。移民の性別割合は男性が圧倒的に多く、全体の80%を占めていた。また、年齢は15歳以上が88%を占め、家族同伴で移民した人々の割合は25%程度に過ぎなかった。この時期のイタリアからの移民は成人男性が家族を伴わずに単身で移動するケースが圧倒的に多く、このことは、次第に移民先に定住する人々が増大する傾向にあったとはいえ、母村に帰郷することを前提とした出稼ぎ型の移民が大多数を占めていたことを意味していた。このイタリア移民の特徴については、当該時期におけるイタリア政府の移民政策を考察する際に留意しておく必要がある。

統一から第一次世界大戦後のファシズム政権成立までの時期（のちにイタリア史学では「自由主義期」と呼ばれることになる）における移民政策は、ひとことで言えば「自由放任」という言葉に尽きる。1888年に制定された最初の移民法では、徴兵適齢期の青年層に対する移民の制限が盛り込まれたものの、基本的には移民することの自由が確認された。また、1901年に制定された新移民法では、斡旋業の許可制や監督官の設置など移民を保護する機能を強化したが、移民の自由はあらためて保証された。²⁾ 唯一の例外は1902年に出された勅令により、前貸し契約に基づくブラジルへの移民が禁止されたことであった。これは、サンパウロ州を中心とするコーヒープランテーションでの労働があまりに過酷であるという認識が広まったことを受けたものである。³⁾ 1880年代には移民の流出による人口

¹⁾ 当該時期の移民統計は、*Annuario Statistico dell'Emigrazione* (Roma: Commissariato generale dell'emigrazione, 1926) にまとめられている。

²⁾ 自由主義イタリアの移民政策については、拙稿「流出する民を統治できるのか——移民法の制定をめぐる議会と国民国家」北村暁夫・小谷真男編『イタリア国民国家の形成』（日本経済評論社、2010年）を参照。

³⁾ ブラジルへのイタリア移民については、拙稿「ヴェネトからブラジルへ——世紀転換期におけるイタリア移民の一端」山田史郎ほか『近代ヨーロッパの探究1 移民』（ミネルヴァ書房、1998年）に詳しい。

の減少とその結果としての労働力不足を懸念する経済界の一部から、移民を制限すべきであるという議論が出されたが、その後、移民の多くが最終的に帰郷していると理解されるようになったことでその懸念も払拭され、さらには移民による送金が国家財政に多大の寄与をなすことが明らかになったことで、イタリア政府は自由放任的な移民政策を堅持せざるを得なかったのである。

第一次世界大戦を経て、1922年にファシズム政権が成立する。ファシズムは移民に関して、富めるブルジョワ国民に従属するプロレタリア国民としてのイタリア人を象徴する存在であるとみなし、1927年には実質的に移民を禁止する法律を制定した。⁴⁾ 実際、ファシズム政権のもとでは国外への移民は激減していく。だが、それは国家による政策が実効性を持っていたということの意味するものではなかった。この時期の移民の減少は、アメリカ合衆国における移民制限や南米諸国の経済的な停滞、さらには世界恐慌以降の世界経済の低迷といった点にその主たる原因を求めらるべきである。移民先からの呼び寄せはこの時期にも存在しており、南北アメリカやフランスなどへの定住はむしろこの時期に加速していったのである。また、それまで出稼ぎによって生計を維持していた農村では、移民送り出しの激減により収入の低下に見舞われることになった。そのため、第二次世界大戦の開戦前後には南イタリアを中心に政府に対する一揆的な抗議活動が続発し、社会的な緊張が高まる事態にいたった。⁵⁾

戦後に成立した共和国はこうした矛盾に対処することを迫られ、その対策として選択したのが政府間協定に基づく移民の組織的な送り出しであった。フランスと1946年に協定を結んだのを皮切りに、ドイツやスイスなどとも政府間協定を結び、移民を送り出した。⁶⁾ 1946年から1975年までの30年間にイタリアを離れた人々の総数は750万人に達するが、そのうちの500万人がヨーロッパ諸国への移民であった。そして、その大半が南イタリアの出身者から構成されていた。1950年代前半まではヴェーネトなど北イタリア出身者も存在したが、いわゆる「経済の奇跡」により北西イタリアでの工業化が急速に伸長すると、北中部の余剰労働力はこの地域に吸い寄せられていった。南イタリアから北イタリアへの本格的な人口移動が始まるのもこの時期のことである。⁷⁾

こうして1970年代前半までイタリアはヨーロッパのなかでの移民送り出し国であり続けたが、この時期に大きな構造転換が起きつつあった。1975年にイタリアに流入する人口が流出人口を上回って以降、イタリアは移民の受け入れ国へと変化していくことになる。

⁴⁾ これまでの研究史では移民が禁止されたとされるが、1927年に出された法律は「1901年法を廃止する」という一文のみのものであるに過ぎない。それゆえ、「移民する自由」を剥奪する法律であったと理解するのが適切であろう。

⁵⁾ 南イタリアの農村部における社会的緊張の高まりについては、Piero Bevilacqua, *Le campagne del Mezzogiorno tra fascismo e dopo guerra* (Torino: Einaudi, 1980)を参照。

⁶⁾ フランスとの協定についてはさしあたり、渡辺和行『エトランジェのフランス史』(山川出版社、2007年)、158-159。ドイツとの協定については、矢野久『労働移民の社会史』(現代書館、2010年)、第3章を参照。

⁷⁾ 第二次世界大戦後の移民・国内移民に関しては、Andreina De Clementi, *Il prezzo della ricostruzione. L'emigrazione italiana nel secondo dopoguerra* (Roma: Laterza, 2010)に詳しい。

2. 移民受け入れ国としてのイタリア

イタリアで外国人労働者の存在が認識され、彼らをめぐる諸問題(労働のあり方、イタリア社会への「統合」のあり方、差別の実態など)が議論されるようになったのは1980年代末のことである。もっとも、国勢調査によれば1991年時点での外国人人口は36万人であり、全人口に占める割合は1%にも満たない状況であった。⁸⁾ これに対して、2000年代以降の外国人人口の急増はきわめて著しい。1990年代末に100万人を突破したのち、2003年に200万人、2007年に300万人を超え、ついには2009年に400万人を超えるにいたった。⁹⁾

イタリアに流入する外国人労働者の特徴は、その出身国の多様性にある。英仏のようにある時期まで旧植民地出身者が大半を占めていた国々や、ドイツやスイスのように二国間協定に基づいて特定の国から移民が流入した諸国と異なり、外国人労働者がイタリアに流入するきっかけは様々ではない。ある一つの国出身の人々が特定の職業に従事するという傾向は見られるものの、彼らが従事する職業は多様であり、居住する地域も南北を問わず広範囲に及んでいる。

ただし、移民の絶対数が急増する中で、出身国の構成は大きく変化している。たとえば、2001年の国勢調査によると、EU域外の外国人人口は多い順に、モロッコ18万人、アルバニア17万人、ルーマニア7万人、フィリピン、チュニジア、中国がそれぞれ5万人であった。これに対し、2011年の国勢調査では、ルーマニア97万人、アルバニア48万人、モロッコ40万人、中国21万人、ウクライナ20万人、フィリピン13万人、モルドヴァ13万人といった順になる。2000年以降の外国人人口の急増を受けていずれの国も増加が著しいが、なかでもルーマニアを筆頭にウクライナ、モルドヴァといった東欧諸国からの増加が際立っていることがわかる。

こうした東欧諸国出身者の急増の背景には、家事・介護労働の需要の増大がある。日本と同様に少子高齢化の進行するイタリアでは、介護施設での労働だけでなく、ひとり暮らしの高齢者を家庭で介護する住み込みの労働者に対する需要が急増しているが、その大半が外国人、とりわけ東欧出身者によって担われている。¹⁰⁾ この職種に従事するのは女性が多く、そのために東欧出身者は女性の数が男性を上回り、最も極端な事例であるウクライナ移民の場合は80%が女性によって占められている。

2000年以降のイタリア政府の移民政策は、こうした家事・介護労働に従事する外国人の急増に悼さすものであった。イタリアの移民受け入れ政策は1986年の法律第943号(通称フォスキ法)を嚆矢とし、1990年には法律第39号(通称マルテッリ法)が制定されたが、いずれも外国での就労希望と国内需要とのマッチングを図るとか、新規の流入移民数に対する計画の策定を図るなどといった理念的な項目が目立ち、現実に入国する移民に対して

⁸⁾ もちろん、公的な統計に表れない「非合法的」外国人労働者が多数存在していたであろうことは想像に難くない。

⁹⁾ イタリアに居住する外国人人口については、イタリア国家统计局(ISTAT)のWebサイトで調べることができる。ISTAT, accessed February 1, 2015, www.istat.it.

¹⁰⁾ 宮崎理枝「移住家事・ケア労働者とその非可視性——2000年代後半のイタリアの事例から」『大原社会問題研究所雑誌』第653号(2013年)、26-29頁。

実効性のあるものとは言えなかった。¹¹⁾

その後、1990年代前半に大規模な政界再編が起きるなかで、中道左派政権下の1998年には法律第40号(通称トゥルコ=ナポリターノ法)が制定され、国境警備の厳格化などにより移民の流入に一定の規制をかける一方で、すでに国内に居住する外国人労働者の社会的統合を促進する内容が盛り込まれた。これに対し、中道右派政権下の2002年に制定された法律第189号(通称ボッシ=フィーニ法)では、滞在許可証の年数削減、家族の再結合による外国人流入の制限、不法入国の厳罰化や定住外国人の指紋押捺義務化など、全般的にEU域外出身の外国人が生活するのに制限的な政策が打ち出された。その一方で、同法では違法状態にある被雇用者、とりわけ家事・介護部門に従事する労働者に対して滞在許可証を発行して合法的な存在に転換する「正規化」が盛り込まれた。¹²⁾

正規化政策そのものはマルテッリ法やトゥルコ=ナポリターノ法でも家族の再結合(呼び寄せ)の場合などを中心に行われてきており、ボッシ=フィーニ法に特有のものではない。だが、同法では家事・介護部門の労働者を主たる対象として正規化を行ったことにより、この部門に従事する外国人の流入を促進することになった。つまり、同法は本来、移民の流入の厳格化を目的としたはずであったが、この正規化政策によりむしろ家事・介護部門に従事する外国人労働者を中心に移民の増大をもたらす結果となったのである。

移民の急増にともない、イタリア社会の中に彼らの存在に対する反感、反発が次第に生じるようになった。それが組織的な政治運動へと昇華したのが北部同盟であり、創立者のボッシは2002年の法律189号制定に中心的な役割を果たした。また、1991年や1997年に大量に流入したアルバニア人や、2000年以降に急増したルーマニア人など、特定の移民集団に対する排斥の動きも見られた。この点だけを見れば、かつてイタリアから諸外国に移民した先人たちが移民先で差別や排斥に遭遇した記憶は、移民の流入という新たな事態に対する教訓として機能していないように見える。

けれどもその一方で、イタリアには移民に対するさまざまな支援を行う強固なネットワークが存在する。非宗教的なNGOも数多くあるが、とりわけ注目されるのはカリタスをはじめとするカトリック団体の活動である。カリタスは第二ヴァチカン公会議を受けて1971年に設立された慈善活動の普及をめざす組織であり、1980年代以降、相談センターの開設、イタリア語講座、職業訓練、食事の提供、医療支援など地域に根差した移民支援の活動を行っている。もともとカトリック組織は、イタリアが移民送り出し国であった時から、国外のイタリア移民を支援する活動に積極的であった。ピアチェンツァ司教スカラブリーニ(Giovanni Battista Scalabrini)によって1887年に創設されたサンカルロ布教会はその代表例であり、この組織は現在もスカラブリアーニの通称でイタリアに流入する移民に対する支援活動を行っている。¹³⁾ その意味では、移民を送り出してきた経験が今日の移

¹¹⁾ イタリアの移民受け入れ政策については、Luca Einaudi, *Le politiche dell'immigrazione in Italia dall'Unità a oggi* (Roma: Laterza, 2007) を参照。

¹²⁾ 家事・介護労働者と「正規化」政策との関係については、宮崎理枝「高齢者介護領域における外国人の非正規労働(lavoro non regolare)と「正規化」政策——近年のイタリアの事例から」『大原社会問題研究所雑誌』第554号(2005年)を参照。

¹³⁾ スカラブリーニとサンカルロ布教会の活動については、*La società italiana di fronte alle prime migrazioni di massa* (Numero speciale della “Studi emigrazione”, n.11-12, 1968)に詳しい。

民受け入れに一定の貢献を果たしていると言うことができる。

2011年の「アラブの春」でチュニジアやリビアの独裁的な政権が崩壊して以降、地中海を船で渡ってヨーロッパへ向かう難民たちの数が激増している。それまでも渡航途上で遭難して命を失う移民・難民は多く存在し、2000年代の10年間で1万人近い犠牲者が出たと推計されているが、ここ数年の遭難者の発生比率はそれをはるかに上回ると見られている。また、シチリアの南西沖に浮かぶランペドゥーサ島には、漂着もしくは沖合で救出された移民・難民たちを収容する施設が作られているが、その施設での生活環境が劣悪であることはよく知られ、¹⁴⁾ 国連難民高等弁務官事務所などからもたびたび是正を求められている。地中海を渡る移民・難民たちはそのほとんどがイタリアを最終目的地にしているわけではなく、イタリアは彼らにとって玄関でしかないことを考えると、イタリアだけが矢面に立つことは公平であるとは言い難い。しかも、イタリア自体が経済危機で苦境に立たされているのである。とはいえ、こうした移民・難民の大量漂着や家事・介護労働者の急増という事態に対して、イタリアの政府と社会が対応を迫られていることは確かである。かつて移民送り出し国であったイタリアが、自らの過去の経験をどのように生かしているのか、それが今問われている。

¹⁴⁾ 施設の劣悪な環境については、北川真也「現代の地政学における例外空間としての収容所——イタリアの不法移民収容所へ「歓待」する生権力」『人文地理』第59巻2号(2007年)を参照。